平成２２年（フ）第５２４号
京都府八幡市橋本興正１番地８、開始決定時の住所京都府八幡市八幡園内26番地の６
破産者　伊藤　義博
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
京都府八幡市橋本興正１番地８、開始決定時の住所京都府八幡市八幡園内26番地の６
破産者　伊藤千恵美
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８１号
京都府京田辺市草内山科45番地27
破産者　中坊　勝典
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
和歌山市小人町45番地
破産者　中尾　英治
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９９号
和歌山市木ノ本260番地の10
破産者　小杉山誠治
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４１３号
和歌山市西浜1218番地の２　リバーサイド養翠１－Ｄ号
破産者　河島光男こと　金　　光男
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２４号
和歌山市吐前262番地の６
破産者　田村　博治
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３５号
和歌山市神前162番地の15
破産者　古久保説子
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５３号
和歌山市平井63番地　コーポＹＫ306
破産者　土谷　　衛
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５９号
和歌山市善明寺615番地の27　Ａ24―302号
破産者　土橋　正人
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６６号
和歌山市加納264番地の６
破産者　和泉　美鈴
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９８号
千葉県松戸市松戸1006　株式会社九電工松戸寮、開始決定時の住所長崎県長崎市多以良町2160番地64　レオパレス21―106号
破産者　川原　正仁
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
熊本市和泉町1400番地
破産者　髙倉　　勇
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７１号
熊本市和泉町1400番地
破産者　髙倉　雄樹
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１０３３号
神戸市東灘区御影本町６丁目13番13号津田マンション301号
破産者　畑　　秀宣
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３４号
神戸市東灘区御影本町６丁目13番13号津田マンション301号
破産者　畑　　美貴
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４４号
兵庫県三田市上井沢181番地サンベックス202、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬166番地の138
破産者　前川　達也
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４５号
神戸市長田区宮川町１丁目16番地の１西本アパート１Ｆ北
破産者　鴉崎奈緒美（旧姓長野・丸山）
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４６号
神戸市垂水区塩屋北町４丁目14番７号
破産者　吉相　和美
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４７号
神戸市中央区日暮通３丁目３番２号、住民票上の住所神戸市中央区南本町通６丁目３番17―406号
破産者　徳井　　剛
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４９号
神戸市灘区友田町３丁目１番12号
破産者　佐伯　　透
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部